

インド国内実施に関する情報提供の義務に関する告示

バパット・ヴィニットⁱ

インド特許意匠商標局は、すべての特許権者およびライセンシーに対して、2013年2月12日付の告示により、特許登録発明のインド国内実施に関する情報提供の義務に準拠するようにホームページで呼びかけています。

本告示によりますと、すべての特許権者およびライセンシー（専用または独占的実施権に関わらず）は、インド特許法1970年の第146条（2）項とインド特許規則2003年の第131規則に基づいて、毎年度の年度末から遡って3ヶ月前の期間中に、FORM 27を提出しなければなりません。

FORM 27は、特許登録発明のインド国内実施、輸入または国内製造、に関する情報をインド特許庁に提出するための様式です。FORM 27は、毎年度の年度末から遡って3ヶ月前の期間中に、すなわち1月1日から3月30日まで期間中にいつでも提出することができます。

FORM 27の提出を怠る、断る、または誤った情報を提出する行為は刑事罰の対象になっています（インド特許法1970年の第122項）。

FORM 27は、特許権者、ライセンシー、委任された代理人の何れかが署名することになります。すなわち、特許権者またはライセンシーの署名があれば、委任状がない当社でもFORM 27の提出が可能です。

オンラインでFORM 27を提出することも可能ですが、事前登録が必要です。

ⁱ 株式会社サンガムIP、東京、日本